

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第30号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「1, 040」を「1, 071」に改め、同表第2号中「1, 157」を「1, 192」に改め、同表第33号を削り、同表第34号中「1, 040」を「1, 071」に改め、同号を同表第33号とし、同表第35号中「1, 040」を「1, 071」に改め、同号を同表第34号とし、同表中第36号を第35号とし、第37号から第57号までを1号ずつ繰り上げ、同表第58号中「1, 040」を「1, 071」に改め、同号を同表第57号とし、同表中第59号を第58号とし、第60号から第64号までを1号ずつ繰り上げ、同表第65号中「1, 040」を「1, 071」に改め、同号を同表第64号とし、同表中第66号を第65号とし、第67号から第71号までを1号ずつ繰り上げ、同表第72号中「1, 060」を「1, 090」に改め、同号を同表第71号とし、同表第73号中「1, 040」を「1, 071」に改め、同号を同表第72号とし、同表中第74号を第73号とし、第75号から第80号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。